

大阪福島・西・西淀川・東淀川・北・大淀税務署の 申告書作成会場は 「梅田スカイビル会場」です!

※ 本年は、会場を「梅田スカイビル タワーウエスト 22 階」に変更しております。

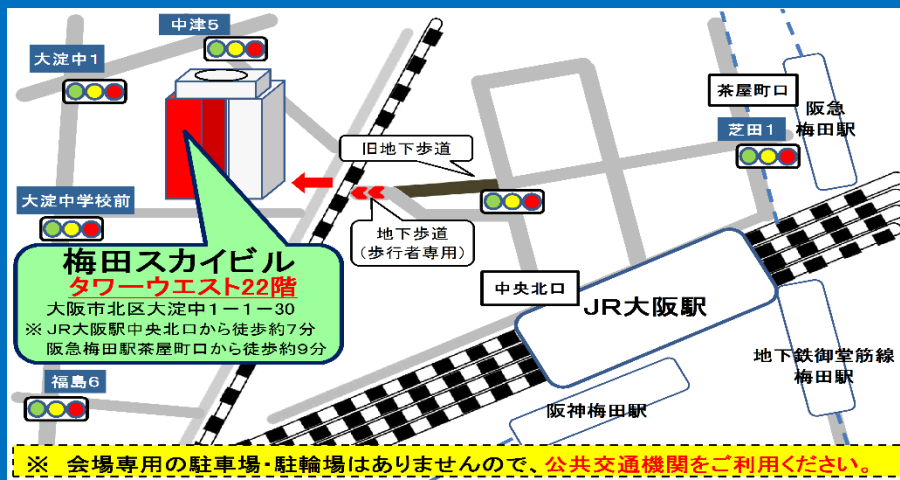
税務署内には、申告書作成会場は開設しておりません!!

※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行っております。

開設期間	相談受付時間	ご案内
平成30年 2月13日(火)～2月15日(木)	9時30分～15時	税理士による所得税(還付申告)・個人事業者の消費税の申告書作成会場となります(不動産及び株式等の譲渡所得、贈与税の申告相談は行っておりません。)
平成30年 2月16日(金)～3月15日(木)	9時15分～16時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

- ※ 土・日は開設していません。
- ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 会場の混雑状況により、**早めに受付を終了させていただく場合があります。**
- ※ 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
- ※ 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。
- ※ 会場では納税証明書の発行は行っておりません(税務署で行っています。)

マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示等は、申告書を提出する都度必要です!



申告書作成等でご不明な点は
まず電話で確認!

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【申告手続などのお問合せ】

最寄りの税務署へお電話を!

※自動音声でご案内しております。



申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

※ 国税庁ホームページでは、申告書の用紙や各種届出書等をダウンロードすることもできます。

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

スマホ・タブレットをご使用の方はこちらをご利用ください。

スマホ・タブレットでも利用可能!

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけ!

STEP 3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通り!

e-Taxで送信

事前に次のものを準備する必要があります。

- マイナンバーカードなどの電子証明書
- ICカードリーダライタ

※スマホ・タブレットからはご利用できません。

印刷して提出